広報



2014年(平成26年)

災害臨時号

第9号 9月1日発行

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被害判定		+ ++++	-+B+#		一部損壊			
集計区分	全壊	大規模 半壊 	半壊	床上	床下	浸水なし	計	合計
被 災 住 宅 (住家=主たる居住家)	50	11	16	17	46	14	77	154
被災家屋 (非住家=別荘倉庫等含む)	87	17	33		ででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		109	246
建物被害合計	137	28	49	17	46	14	186	400
被災世帯数	61	12	19	18	55	14	87	179
被災人数	114	23	28	30	100	29	159	324

被災状況(8月25日現在)

死	者	36人
行方:	3人	

大島町復興計画に対する ご意見をお待ちしています。



大島町復興計画素案へのたくさんのご意見ありがとうございました。皆様のご意見、ご提案は大島町復興計画の策定等の参考とさせていただきます。皆様から頂いたご意見・ご提案へのご説明及び回答につきましては、大島町役場ホームページ(下記のURLからダウンロードできます。)にて掲載させていただいております。

個別のお問い合わせは下記の担当課までご連絡ください。

さて、9月1日~8日の間、大島町復興計画(案)に対するパブリックコメントを実施致します。皆様からのご意見をお待ちしています。

大島町復興計画(案)も下記のURLからダウンロードできます。

http://www.town.oshima.tokyo.jp/fukkou/index.html

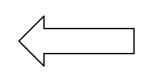
政策推進課災害対策復興係 TEL 04992-2-1444 FAX 04992-2-1371

生活再建支援金制度のおさらい

生活再建支援金(全壊・大規模半壊の場合は国の制度です)

加算支援金

基礎支援金



下記の基礎支援金が支給された世帯の生活再建方法により支給。

平成28年11月15日まで



居住する住宅が全壊及び大規模半壊の判定を受けた世帯へ支給。

平成26年11月15日まで

基礎支援金は、全壊・大規模半壊の判定を受けた時点で世帯へ支給される 支援金です。複数世帯と単数世帯で金額は変わります。加算支援金は、被災 後の生活再建の方法により支給金額が変わります。建設・購入する場合、被 災した住宅を補修する場合、借家を賃貸する場合の3つの方法により支給さ れる金額が変わります。さらに、賃貸をしてその後、申請期間中に建設・購 入する場合はその差額が支給されます。(状況に応じて申請期間の延長も検 討します。) 申請がお済でない方は下記担当にご連絡ください。

> 福祉けんこう課 TEL 2-1471 FAX 2-4300

生活再建支援金(半壊の場合は**東京都の制度です**)

生活再建支援金 東京都制度



居住する住宅が半壊した世帯 (賃借であった世帯は住宅の損壊 により引き続き居住できなくなっ た世帯のみ対象)

平成27年3月31日まで延長

建設・購入する場合

住宅を補修する場合

借家を※賃借する場合

※東京都制度での賃借とは、

- 1. 住居の移転に伴う家財等の輸送に係る費用
- 2. 不動産会社に支払う不動産仲介手数料
- 3. 借主が貸主に対して支払う礼金等で返還されないもの

福祉けんこう課

TEL 2-1471 FAX 2-4300

のいずれかの再建方法により支給